

訪問介護利用のご案内

令和6年6月1日

1. うつくしの里ホーム<ヘルパーステーション>の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	うつくしの里<ホームヘルパーステーション>
所在地	松本市大字里山辺字藤井910-1
介護保険事業所番号	2070200221
事業の実施地域	松本市

(2) 事業所の職員体制

		常勤	非常勤	計
管理者		1名		1名
サービス提供責任者		1名以上		1名以上
事務職員		1名		1名
従業 者	介護福祉士	1名	6名	7名
	1～2級修了者		2名	2名
	看護師			

(3) 営業日、サービスの提供時間

営業日	月曜日から日曜日の毎日（原則として12月30日～翌1月3日を除く。）			
サービスの 提供時間	通常時間帯	早 朝	夜 間	深 夜
	8:00～18:00	6:00～8:00	18:00～22:00	22:00～翌6:00
平 日	○	○	○	○
土・日・祭日	○	○	○	○

2. サービス内容

- (1) 身体介護 ○食事介助 ○入浴介助 ○排泄介助 ○清 拭 ○体位変換
(2) 生活援助 ○買 物 ○調 理 ○清 掃 ○洗 濯
(3) その他のサービス ○介護相談

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担額は、原則として**料金表（基本料金・その他）**の1割です

①〔料金表：基本料金・昼間〕

	20分未満	20分以上～ 30分未満	30分以上～ 1時間未満	1時間～	1時間00分以上 (30分増す毎に)
身体介護中心	<u>2,276円</u>	<u>3,410円</u>	<u>5,411円</u>	<u>7,933円</u>	<u>1,153円を加算</u>
		20分以上～ 45分未満	45分以上		
生活援助中心		<u>2,501円</u>	<u>3,073円</u>		

- ※ 特定事業所加算Ⅱの適応で基本料金の10%増し、介護職員等処遇改善加算24.5%、地域単価10.21の金額となります。
- ※ 基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。
- ※ やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ※ 身体介護に引き続いて生活援助を利用される場合は、25分ごとに**918円**が加算されます。但し、1時間35分未満までです。

②〔料金表：その他〕

初回加算	<u>2,796円</u>	初めての時月1回
緊急時訪問	<u>1,398円</u>	1回
生活機能向上連携加算	<u>1,368円</u>	

③〔料金表：介護予防・日常生活支援総合事業〕
利用料（1ヶ月当たり）

	事業対象者 要支援1・2	利用者負担
介護予防訪問介護費（Ⅰ）	<u>14,947円</u>	<u>1,495円</u>
介護予防訪問介護費（Ⅱ）	<u>29,864円</u>	<u>2,987円</u>
介護予防訪問介護費（Ⅲ）	<u>47,374円</u>	<u>4,738円</u>
初回加算	<u>2,491円</u>	<u>250円</u>
生活機能向上連携加算	<u>1,245円</u>	<u>125円</u>

※ 介護職員等処遇改善加算24.5%、地域単価10.21の金額となります。

(2) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

①ご利用の前日17:30までにご連絡いただいた場合	無 料
②17:30以降、または当日にご連絡いただいた場合	500円

(3) その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するため使用する水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担になります。
- ②厚生労働大臣が定める特定農山村地域（厩所・駒越・千手・大和合・大仏・一の海・三城・三才山）で行う指定訪問介護に要した交通費として片道1キロメートル当たり35円を別途ご負担いただきます。
- ③料金のお支払方法
 - ※毎月10日までに前月分の請求を致しますので、一週間以内にお支払いください。
 - ※お支払いいただきますと、領収書を発行します。
 - ※お支払い方法は、指定金融機関への振込が原則ですが、現金でもお支払い可能です。契約時にご相談いたします。

4. 当施設におけるサービスの特徴

＜施設の運営方針＞

要介護状態等になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減をはかる。

5. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡します。

6. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置をとります。
また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

7. 秘密の保持

サービスを提供する上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第3者に漏らしません。
また、サービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者から同意を得た上でこれを行います。

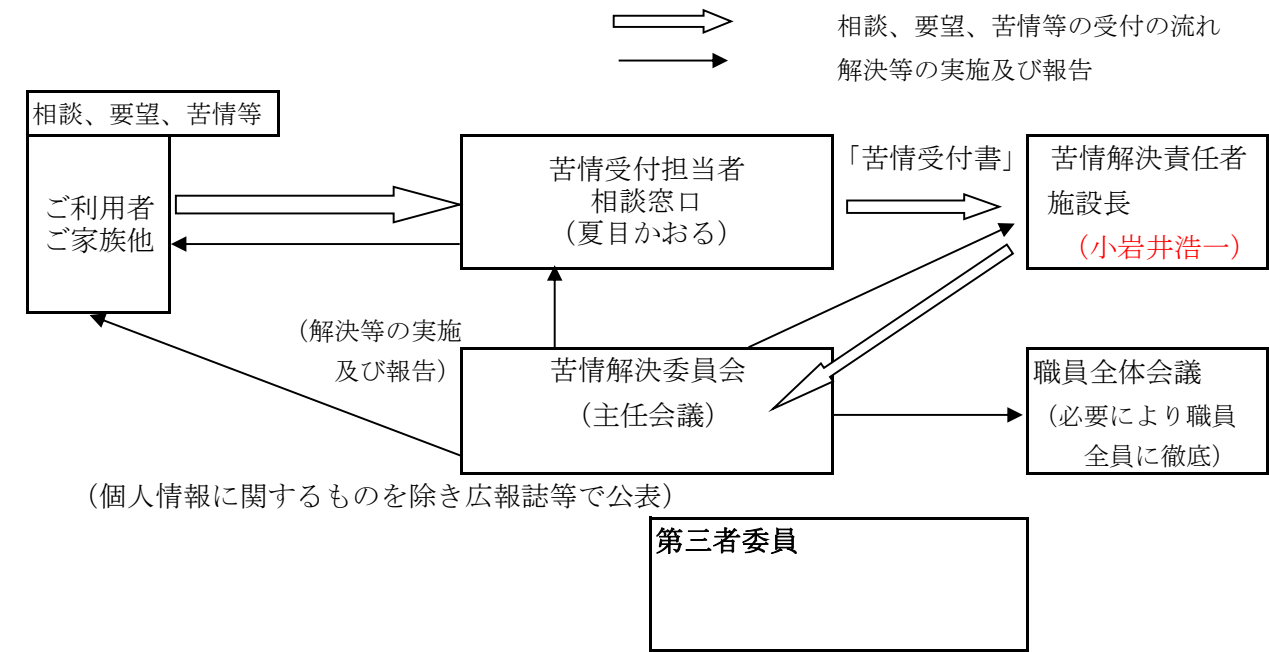
8. サービス内容に関する相談、苦情

相談窓口	担当 夏 目 か お る
電話番号	0 2 6 3 - 3 9 - 2 2 4 4
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

相談窓口	松本市役所高齢福祉課
電話番号	0 2 6 3 - 3 4 - 3 2 1 4
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

相談窓口	国保連合会苦情窓口
電話番号	0 2 6 - 2 3 8 - 1 5 8 0
受付時間	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

ヘルパーステーションでは、みなさまからのご相談、ご要望、苦情等の解決に次のように取組みます。
また、万が一不利益な扱いを受けた場合は、責任ある対応をとりますので、苦情解決責任者までお申し出ください。



訪問介護契約書

_____(以下、「利用者」といいます)と うつくしの里 <ホームヘルプステーション>施設長 小岩井 浩一(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う訪問介護について次の通り契約します。

(目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(訪問介護計画)

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」の内容を、利用者及びその家族に説明します。

(訪問介護の内容)

第4条 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は「サービス利用表」に定めたとおりです。事業者は「サービス利用表」の内容について、利用者及びその家族に説明します。

2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って「サービス利用表」に定めた内容の訪問介護を提供します。

3 事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者との合意で新たな内容の「サービス利用表」を作成し、これをもって訪問介護の内容とします。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条 利用者は、「サービス利用表」に定める利用料金をもとに、月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の明細を記した請求書を翌月10日までに利用者へ交付します。

3 利用者は、請求書に基づき一週間以内に指定した金融機関に料金合計額を振込ます。但し、不都合のある場合は別途相談するものとします。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

5 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービス実施のため、使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者がサービス提供の24時間前までに通知することなく、サービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対してキャンセル料を請求することができます。
この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「サービス利用表」を作成し、提供します。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず支払われない場合
 - ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業員に対して、この契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いませぬ。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利

用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第13条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

事業者 (指定第2070200221号)
事業者名 うつくしの里<ホームヘルパーステーション>
所在地 松本市大字里山辺字藤井910-1
代表者名 施設長 小 岩 井 浩 一

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()

高齢者生活支援サービス事業利用契約書

（以下「利用者」という。）と、うつくしの里く高齢者生活支援事業所
とは、事業者が利用者に対して行う高齢者生活支援事業「生活支援」（以下「生活支援」という。）の利用について、次の内容により契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者が居宅において日常の生活支援を必要としながら介護保険及び、障害者支援費、行政地域支援事業に基づく公費介護サービス（以下「公費介護サービス」という。）の適用を受けることができない場合、又は公費介護サービスの適用範囲を超えた生活支援を必要とする場合に生活支援を提供し、安心して日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

（サービス内容）

第2条 事業者は、利用者に身体介助、家事援助等の生活支援サービスを提供します。但し、医療、農作業、土木作業、送迎、金銭の取扱、重要書類の取扱い等生活支援の責任の範囲を超えるサービスは提供しません。

（公費介護サービス利用優先の原則）

第3条 利用者は、自らが介護保険指定訪問介護サービス利用者であり、利用者の居宅サービスが位置付けられる場合は、介護保険法令に基づき指定訪問介護サービスの提供を受けるものとします。

- 2 事業者は、利用者が前項に該当する場合は、当該サービスを提供しません。
- 3 事業者は、利用者に公費介護サービス利用に係る情報提供と、公費介護サービス利用のための適切な援助を講ずるものとします。

（生活支援サービス計画の作成、交付）

第4条 事業者は、利用者の日常生活の状況を踏まえて解決すべき課題の把握を行うと共に、利用者の意向に沿って「生活支援サービス計画書」を作成します。

- 2 事業者は、当該サービスが介護予防ケアプランにインフォーマルサービスとして位置付けられた場合は、介護予防ケアプランの内容に沿って「生活支援サービス計画書」を作成します。
- 3 事業者は、「生活支援サービス計画書」を作成・変更した場合は、利用者に説明した上で、「生活支援サービス計画書」を交付します。

（サービス提供者）

第5条 サービス提供は、2級以上のホームヘルパー資格を有する（サービス提供内容により、資格を有しない者のサービス提供もある）とします。

（利用料・支払方法）

第6条 本サービスに対する利用料等の基準は、別紙「重要事項説明書」に記載する通りとします。

- 2 利用料等の支払いは、原則として、契約者（または代理人等）名義の金融機関口座振替（口座振替依頼書に基づく）で処理させていただきます。

(利用日の中止・変更及びキャンセル料)

- 第7条 利用者は、サービスの利用を中止することができます。この場合は、利用日の前日17時までに事業者連絡するものとします。(変更の場合は、相談します。)
- 2 当日に中止の連絡があった場合は、別紙「重要事項説明書」に定める所定のキャンセル料をいただく場合があります。

(サービス提供の記録等)

- 第8条 事業者は、サービスを提供した際には、提供日、サービス内容等必要な事項について記録を行い、この契約終了後5年間保存します。
- 2 利用者もしくは、その代理人は、いつでも前項の記録の閲覧・複写を求めることができます。

(守秘義務等)

- 第9条 事業者、事業所職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族に関する個人情報については、利用者の生命・身体等に危険が及ぶ場合等正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。
- 2 前項に係わらず、予め文章により利用者又はその家族の同意を得た場合は、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。
- 3 事業者は、本契約の終了に伴い利用者が希望する場合に限り、利用者が指定する介護保険事業者等への関係記録の複写(引継)を行うこととします。
- 4 事業者が事業者でなくなった後及び従業員でなくなった後においても、業務上知り得た個人情報は第三者に漏らしません。

(苦情対応・虐待防止)

- 第10条 利用者及び家族は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 事業者は、苦情対応の窓口責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
- 3 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。
- 4 虐待防止に努める。

(契約の終了)

- 第11条 次の事由が発生した場合、この契約書は自動的に終了するものとします。
- (1) 利用者が死亡した場合。
- (2) 利用者から契約終了の意思表示がされた場合。
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事情により事業所を閉鎖した場合。
- (4) 施設の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった時。

(利用者の解約権・解除権)

- 第12条 利用者は、事業者に対しいつでも7日間以上の予告期間を持って、この契約を解約することができます。
- 2 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。
- (1) 事業者が、正当な理由なくサービスを提供しない場合。
- (2) 事業者が、守秘義務に違反した場合。
- (3) 事業者が、利用者又はその家族の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続しがたい重大な事由が認められた場合。

（事業者の契約解除）

第13条 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、文章により本契約を解除することができます。

- （１） 利用者が、契約締結後にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- （２） サービス利用料金の支払いが３ヵ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、その期間内に支払が無い場合。
- （３） 利用者又はその家族が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従業者等の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等によって、本契約の目的に達することが困難となった場合。

（損害賠償責任）

第14条 事業者は、サービスの提供に当たって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

- ２ 前項において、事故により利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかにその損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がない場合は、この限りではありません。
- ３ 前項の場合、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

（善管注意義務）

第15条 事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

（信義誠実の原則）

第16条 利用者と事業者は、信義誠実を持って本契約を履行するものとします。

（裁判管轄）

第17条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、１通ずつ保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

事業者 (指定第2070200221号)
事業者名 うつくしの里＜高齢者生活支援事業所＞

所在地 松本市大字里山辺字藤井910-1

代表者名 施設長 小 岩 井 浩 一

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()

介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護契約書

（以下、要支援認定者・事業対象者を「利用者」といいます）と
うつくしの里くホームヘルパーステーション＞施設長 **小岩井 浩一**（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護（以下、「訪問介護」といいます）について次の通り契約します。

（目的）

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、可能な限りその居宅において、利用者の自立を最大限引き出す支援を行い、生活の質の向上に資する訪問介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（訪問介護計画）

第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成します。事業者は、この「訪問介護計画」の内容を、利用者及びその家族に説明します。

（訪問介護の内容）

第4条 利用者が提供を受ける訪問介護の内容は「サービス利用表」に定めたとおりです。事業者は「サービス利用表」の内容について、利用者及びその家族に説明します。

2 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、訪問介護計画に沿って「サービス利用表」に定めた内容の訪問介護を提供します。

3 事業者が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者との合意で新たな内容の「サービス利用表」を作成し、これをもって訪問介護の内容とします。

（サービス提供の記録）

第5条 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後5年間保管します。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。

（料金）

第6条 利用者は、「サービス利用表」に定める利用料金をもとに、月ごとの合計額を支払います。

2 事業者は、当月の料金の明細を記した請求書を翌月10日までに利用者に交付します。

3 利用者は、請求書に基づき一週間以内に指定した金融機関に料金合計額を振込ます。但し、不都合のある場合は別途相談するものとします。

4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

5 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービス実施のため、使用する水道、ガス、電気、電話の費用を負担します。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、サービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス提供の24時間前までに通知することなく、サービスの中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対してキャンセル料を請求することができます。

この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して、1カ月前までに文書で通知することにより利用単位毎の料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく「サービス利用表」を作成し、提供します。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間において文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1カ月の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3カ月以上遅延し、再三の催告にもかかわらず支払われない場合
- ② 利用者又はその家族が事業者やサービス従業員に対して、この契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、利用者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第11条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
(緊急時の対応)

第12条 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(身分証携行義務)

第13条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

第14条 事業者は、訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談、苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 利用者及び事業者は、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約日 令和 年 月 日

事業者 (指定第2070200221号)
事業者名 うつくしの里<ホームヘルパーステーション>
所在地 松本市大字里山辺字藤井910-1
代表者名 施設長 小 岩 井 浩 一

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

利用者との続柄 ()

担当者 氏名 夏目 かおる

○利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担額は、負担割合表に応じた割合です。

① [料金表：基本料金・昼間]

サービス略称	回 数	対 象	利用者負担
訪問型サービスⅣ	月1回～週2回まで	事業対象者 要支援1・2	1回当たり <u>211円</u> (1割)
訪問型サービスⅤ	週2回を超える程度	事業対象者 * 要支援2	1回当たり <u>211円</u> (1割)

訪問型サービスⅣ	20分未満で主に生活援助を行う場合	事業対象者 要支援1・2	1回当たり <u>104円</u> (1割)
----------	-------------------	-----------------	---------------------------

20分未満のサービス1回は、通常サービスを0.5と換算する。

* 事業対象者は週2回までの利用を基本とするが、サービス担当者会議で必要が認められた場合には、週2回を超える利用を可能とする。ただし週3回、要支援2を超えない。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名

代理人 住 所
氏 名

利用者との続柄 ()

事業者 所在地 松本市大字里山辺字藤井910-1
名 称 うつくしの里＜ホームヘルパーステーション＞
施設長 小 岩 井 浩 一